

原告団

ニュース121号

目 次

- ・裁判報告 1
- ・青森県知事選を闘って 7
- ・渡辺満久教授の学習会に参加し 8
- ・二つの省庁交渉から明らかにされたこと 9
- ・核燃などを巡る動き 11
- ・お知らせなど 12

次回裁判 2019年9月13日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

第1 再処理を巡る最近の情勢

1. 世界の潮流に逆行する

プルトニウム政策

(1) 我国のエネルギー基本計画(第5次)は、核燃料サイクル(再処理)とMOX利用(プルサーマル)の推進を方針に掲げています。

ところが、この政策は世界の潮流に逆行しており、早晚転換を迫られる状況にあります。

世界の商業用再処理としてお馴染みの英国セラフィールドのソープ再処理工場と仏国のラ・アーク再処理工場の現状を報告します。

(2) ソープ再処理工場の閉鎖



ソープ再処理工場(核情報HPより)

まずセラフィールドですが、英国は2018年11月14日ソープの運転を終了したと発表しました。理由は海外顧客からの委託が得られなくなったためです(2019.6.12「核情報」より)。

そもそも、セラフィールドを運営してきた英国核燃料公社(BNFL)は負債が膨大になったため、2005年4月に設置された原子力廃止措置機関(NDA)に負債と工場を全面移管し、ソープは廃止に向けての措置が講じられていましたが、遂に正式廃止の決定となったものです。

(3) ラ・アーク再処理工場の身売り

ラ・アーク再処理工場の運営は国営公社コジェマによって行われていましたが、2001年からは民間企業のアレバ社に移管されました。同社も経営不振で膨大な赤字(48億ユーロ)を出し、仏政府は同社の子会社アレバNBを分離して仏国有電力会社(EPF)の傘下に収めました。その後、編成が繰返され、再処理・MOX事業はオラノが引継ぎ、三菱重工と日本原燃が各5%(合計5億ユーロ)を出資することになりました。要するに仏の再処理事業も終焉段階を迎えようとしているのです。

(4) サバンナリバーMOX工場の建設中止
 一方、プルサーマルの現状はどうなっているのか。米国のサバンナリバーで建設中のMOX燃料加工工場が、工事の遅れと建設費高騰が原因で2019年1月建設中止となりました（「核情報」より）。

米国にはそもそも民事の再処理や高速増殖炉計画はなかったのですが、核兵器解体に伴って出てきたプルトニウムのMOX利用計画は、この建設中止によって、プルトニウムはあらゆる意味で「廃棄物」扱いとなり、また、この動きは我国のプルサーマル推進にも大きい影響を及ぼすこととなります。

(5) まとめ

以上のように、採算がとれない原子力企業は、国営、民間を問わず閉鎖されるというのが当然の結末であり、上記の世界の潮流は、六ヶ所再処理工場の末路を明白に暗示しているものです。

2. F35Aの墜落事故



2019. 6. 11 デーリー東北

(1) 2019年4月9日航空自衛隊三沢基地所属のステルス戦闘機F35Aが夜間訓練中に三沢市東方約135km沖合の太平洋に

墜落しました。1機116億円、F35Bと合わせて147機調達すると安倍首相がトランプ大統領と約束したことで一躍注目と批判をあびた戦闘機です。

墜落が判明してから、日米共同で必死の捜索が行われましたが、2ヶ月経っても発見できず、捜索は打切られました。

(2) 墜落原因は不明のままですが、航空自衛隊はパイロットが飛行中、一時的に機体の高度や姿勢を把握できなくなる「空間認識失調」に陥ったと中間報告しました。空飛ぶコンピューターの異名を持つ最新鋭機の事故原因が機体の機器の故障という訳にはいかないから当然の発表でしょう。

更に、海面衝突直前の高度は約300m以下で、レーダーから機影が消えた時の下降速度は時速1100km（秒速305.5m）の猛スピードであったとも発表されています。

(3) ところで、六ヶ所再処理工場の新規規制基準に基づく適合性審査では、外部人為事象として航空機の工場への落下が取り上げられていますが、墜落時の条件は、F16がエンジントラブルを起こしてグライダー状態で衝突、その時の速度は150m/秒です。今回の事故は陸地ではないものの、審査の前提条件が崩れた（衝突速度が2倍以上305/150）ことは、この事故で明らかとなり、規制委員会の対応が注目されます。

3. 青森県知事選挙

原告団設立当初からのメンバーである佐原若子さんが6月2日投票の青森県知事選挙に挑みました。残念ながら105,466票（24.27%）で当選には及びませんでした。別項でご本人の奮戦記が掲載されていますのでご覧下さい。ご苦労様でした。

重要政策の1つに「原発・核燃推進一辺倒から原発ゼロをめざす県政に転換」を掲げて戦いましたが、六ヶ所再処理工場の是非を選挙民に訴える機会が、選挙体制の出遅れのせいもあって、十分にできなかったのは惜しまれますが、有権者の3割近い人が投票してくれたことは、大健闘であり、ご本人が18日間の長丁場を病身にムチ打ち頑張り抜いたことに敬意を表する次第です。

選挙カンパで応援して下さった原告団の皆様への寄附は40万円にのぼり、政治団体へお渡ししました。紙上をお借りして心からお礼申し上げます。

第2 再処理裁判

1. 原告準備書面提出

(1) 準備書面 (163)

—補正書審査の違法性 (浅石代理人担当)

① 日常化した補正

原子力規制委員会・原子力規制庁は、設置法 (§1・II) によって中立性と公正性の保持を義務づけられている。

日本原燃は、福島原発事故後に出した再処理事業変更許可申請をこれまでに17回にもわたって補正してきた。補正は本来は申請者が自らの誤りや不足分を自発的に訂正して行うものであるが、実際には規制委員会・規制庁が審査の最中に事故の外部要因、重大事故対策など申請の中核・重要部分について、中立・公正の衣を脱ぎ捨てて申請が許可されるような助言 (助け舟)、指導 (入れ知恵)、誘導を行い、申請者はこれを受けて補正を多数回にわたり繰返してきたものである。

このようなやり方は、テストに合格しそうな生徒に先生が特別指導し答案を書き直させて合格させるようなもので

ある (訴状61頁参照)。

② 実例

本準備書面では、多数ある補正の中から、最近の不適法補正を取り上げたが、これらは氷山の一角である。

ア 使用済燃料の仕様の変更

平成元年の既許可申請では、㊸再処理施設に受入れまでの燃料の冷却期間は1年以上とされていたのを㊹せん断までの冷却期間4年以上とされていたものを、それぞれ12年以上と15年以上に補正。

この補正は、再処理推進の旗振り役であり委員としての適格を欠く田中知委員が、既許可申請時の仕様のままでは現実の再処理作業に支障をきたすことから、六ヶ所再処理工場のプールに実際に長期間貯蔵されている燃料に対応させた仕様に変更するよう強く誘導し補正させた結果である。

イ 平成31年3月20日の第67回審査会合における補正勧告・確認。

審査会合が大詰めを迎え、マスコミは審査合格も間近の予想を報道していたさなか、最終盤に至って規制委員会では大幅な補正勧告・確認を行った。

㊺ データの拡充申入れ

・渡辺満久教授が指摘する「六ヶ所断層」の存否を裏付けるデータの提出を勧告。

この断層は渡辺教授によって現地調査に基づく学会発表がなされてきたが、日本原燃も規制委員会もこれまで全く反論せず無視を決め込んできたものである。ところがこの時期になって再調査を指示し、実際日本原燃は新たなボーリング調査を実施中である。このままでは、審査の過誤・欠落を問われると

気づき、データ拡充を求めたものである。

- ・十和田カルデラ以外の火山（八甲田）
についての見直し。

① 過去の補正事項（地震動、地盤、津波など）の確認。

㊦ 追加的な確認事項

- ・航空機落下について

これまでは、航空機は再処理工場には確率的に墜落しないという前提に立っていたため、墜落により建屋が損壊するかどうかの検討がおろそかになっていたが、度重なる墜落事故（前記F35Aなど）を目の当たりにして防護設計の見直しを指示したものである。

- ・蒸発乾固などの重大事故に係る対
について

(2) 準備書面 (164)

一再処理工場の原子力防災範囲の不備について（山田事務局長担当）

① 原子力災害対策指針（2018. 10. 1最終改正）によると、再処理施設の原子力災害対策重点区域の範囲は概ね半径5kmとし、その区域全体をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）とすると定められている。

② 根拠がない半径5km

原発では、半径30kmが防災範囲とされているが、新指針には再処理が何故5kmなのか、その根拠は書かれていない。

福島原発事故の際、当時の近藤駿介原子力委員長が菅首相の要請で試算した避難範囲が170km～250kmであったことは記憶に新しい。半径30kmそのものが、上記見解に照らして根拠薄弱である。

再処理工場の場合どうか。再処理は原発より安全だという一般論によって5kmに決めたのだとしたら科学的裏付けを欠いた結論と言わざるをえない。

申請者も、IAEA基準を踏まえたハザー

ド評価した結果、重大事故対策に不備はないので5kmで適当としているにすぎない。シビアアクシデント発生時の被害の甚大性を過小評価している点で合理性を欠く。

③ 被ばく評価が過小評価

ア. 日本原燃自身が取り上げた再処理工場関連の事故例として、1957年の「ウラルの核惨事」があるが、その汚染規模は幅約9km、長さ約105kmで、多数の住民が避難したとされている。

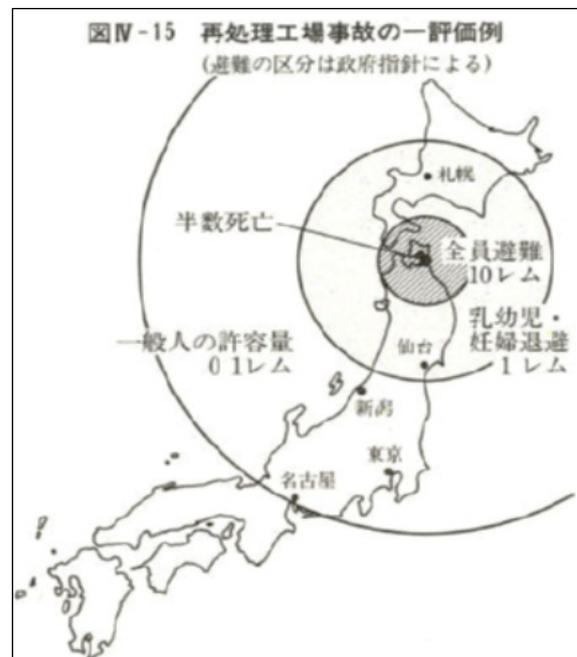
イ. そのほかに政府や専門家が再処理工場の評価を行っている。

㊦ 旧西ドイツIRSの評価

100km遠方の住民3千人の死者が出ると評価。

① 高木仁三郎氏の評価

大地震、航空機墜落により1%の高レベル廃液が放出された場合の避難範囲は下図の通りとなる。



「核燃料サイクル批判229p」(1レムは10ミリシーベルト)

㊦ 原告上澤千尋氏の評価

プール内の使用済燃料の損傷事故が起き、1%の放射能が放出された場合の影響範囲は下表のように73km～191kmに及ぶ。

被曝線量	距離[km]	健康被害の程度(めやす)
7シーベルト	73.5	全数死亡
3シーベルト	134.4	半数死亡
1シーベルト	281.7	急性障害・一部死亡
250ミリシーベルト	691.1	急性障害

④ まとめ

以上の知見によると、5kmはあまりにも過小評価であり、これに依拠した青森県地域防災計画は実行性を欠いており、原告ら住民の被ばくは避けられない。よって日本原燃の変更許可申請は却下されるべきである。

(3) 準備書面(165)

一地震対策の不備(新規制基準審査ガイドの不合理性)(上澤千尋担当)

① 基準地震動

規則は、施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震によって作用する地震動(基準地震動による地震力)に対して安全機能が損なわれるおそれがないようにと定めている。

再処理工場の加速度最大値は3回改定された(375ガル→450→600→700)。原発では、基準地震動の最大加速度を超える地震を過去に経験している(2007.7新潟県中越沖地震、2011.3東北地方太平洋沖地震)。審査ガイドは、基準地震動の安全性確認を求めているが、本件施設を含む原子力施設の変更許可申請において基準地震動の応答スペクトルの見直しがなされないまま、基準地震動の超過を認めているが、原子力

災害の再来を許容しているに等しい。

また、地震の揺れを予測する手続きを確立する必要がある。特に、浅いところで強い揺れ(強震動)が起きることが熊本地震などで明らかになった。基準の見直しが必要である。

② 耐震裕度

2012年のストレステストにおける耐震裕度(切迫度)は450ガルに基づいているが、現在は700ガルに引き上げられているため、多くの機器、配管などの耐震裕度は削られ、切迫度が高まっている。そのため、日本原燃はミルシート(材料説明書)の強度値を流用して評価基準値を水増しし、見かけ上の耐震裕度を大きく見せかけようとしている。

③ 耐震補強の必要性

基準地震動を700ガルに引き上げたことに伴って、工場の耐震補強工事が必要となったが、変更許可申請に記載されたリストは、換気筒・クレーンの補強、屋根鉄骨やホールの支持材の追加などばかりで、肝心の高レベル放射性物質を扱うセル内の容器・機器、配管などの重要機器類等は除外されている。高放射線下での補強工事に手間と費用がかかることに起因すると思われるが、補強なしの本格操業は安全対策上許されるものではない。

700ガルは、六ヶ所断層や大陸棚外縁断層が大地震を引き起こす危険性を考慮すると、更に引き上げられなければならないが、補強工事は費用的にも技術的にも極めて困難であり、事実上六ヶ所再処理工場の操業は不可能である。

(4) 準備書面(166)

一使用済燃料貯蔵施設の重大事故対策について(澤井正子担当)

① シビアアクシデント対策の遅れ

福島原発事故は、全電源喪失、冷却機能喪失等によって、3基の原子炉でメルトダウンが、4基の原子炉で水素爆発が発生し、避難者は最大で16万5000人が、現在でも約4万2100人にのぼっている。

このような過酷な被害をもたらすシビアアクシデントは「起こるはずが無い」として想定せず、その対策を講じてこなかった。

使用済燃料約3000トンを常時プール貯蔵し、現在223m³の高レベル廃液を管理する六ヶ所再処理施設に対し、旧安全審査では「設計基準事故」（運転時の異常な過渡変化に比べて稀にしか起こらない多量の放射性物質を放出する事故）のみが想定され、これを超えるシビアアクシデント対策はとられていなかった。

② 使用済燃料プールでの事故想定

新規制基準では、使用済燃料プールでの燃料損傷事故を含む5つの重大事故がシビアアクシデントとして取り上げられた。

想定事故は3つのケースに分類され、事故態様としては、燃料損傷、水—ジルコニウム反応、水素爆発、燃料熔融、再臨界などと多様、複雑である。

③ 不十分な対策

新規制基準は、可搬式設備による電源、注水用水源、冷却システムの強化などにより重大事故対策を行っているが、殆どが人的対応に依存しており、深層防護にはほど遠い。

また、事故シナリオの選定は限定的、楽観的である。例えば、プール水の大規模喪失、プールの大規模損傷、プールの内張材（ライナー）大破などの事態の想定、対処がなされておらず、また、ジルコニウム火災の事故解析がなされていないなど、新規制基準のシビアアクシデント対策は極めて不十分である。

2. 露頭4の検証は保留

裁判所が現地に臨んでも、六ヶ所断層そのものを確認できるものとは思えないので、更に論点が絞られた段階で、必要に応じて検証を実施するかどうか決めたいということで、検証申立に対する採否は保留されました。

3. 被告規制委員会の対応

(1) 被告準備書面(49)提出

再処理施設は、原発と比べて温度、圧力等の条件が厳しくなく、変化も緩やかなので、重大事故が発生してもその進展が遅いので、全外部電源を喪失しても非常用電源でカバーできるし、これによらなくても事故の進展を防止・遅延させることができる。電源喪失後の復旧期間を7日間としたことは、福島原発事故を踏まえても十分である。

送電線鉄塔を耐震Sクラスにすることは不可能であるが、外部電源喪失は非常用電源で対処するから問題はない。

(2) 裁判長から、適合性審査の結論はいつ出るのか、これがわからないと裁判の審理計画を立てようがないと促されても、相も変らぬ「不明」の一点張りで裁判長も諦め顔であった。

第3 次回裁判

今回は2019年9月13日（金）午後1時15分ラウンド法廷、1時30分から口頭弁論です。

規制委員会の合格証は次回までに出る気配がないので、原告団としては、これまでの主張で抜けた論点（重大事故対策）とこれまでの被告主張に対する反論を行う予定です。

次々回は12月6日（金）が内定しています。

青森県知事選を闘って

弘前市在住 原告 佐原 若子

知事選出馬を決意したのは4月7日、夫の4回目の命日だった。夫は生前「ワコ 選挙にだけは出るなよ」とよく言っていた。デモでもなんでも協力的だったし官邸前にも二人で参加したりベラルな夫であったが、妻が選挙に出るのだけは許し難いものだったのだろう。きっともう好きにしろと言っているに違いない、多分応援してくれるだろう・・・そんな気持ちになった。

青森県知事選が無風になるのは避けなければならなかった。私は「市民連合あおもり」の幹事をしているが、市民と野党の共闘は私にとって国政を見据え参議院選の前哨戦として勝ち取らなければいけない課題だと思っていた。もちろん「市民連合あおもり」に納得できない方もいらっしゃるだろう。だが「市民連合あおもり」は、あるべき民主主義運動の受け皿として必要なものだと思っている。政党政治の限界、政党政治の不自由さに柔軟性と市民の思いを結集させる場として、それは作られなければならないと思っていた。補完する関係、対等の共闘が必要だと思っている。

閉塞した日本に、青森県に気付いていながら、本音とは裏腹に経済的な恩恵が損なわれることを恐れる人たちがいる。核燃関連交付金は減少しているが、その毒に染まった事業者・自治体は、その恩恵が断たれることを恐れている。

加速度的に進んだ資本主義のほころびは大きく、地球号という星は環境汚染と資源の枯渇、災害に見舞われている。

世界は変化しているのに。幸せの意味を問い直し、人類の生存に危機感を持ち、パラダイムシフト求め、未来を変えようとしている人や国があるのに・・・。

一方どうだろう、この国は、整合性のない破綻した核燃料サイクルに終焉を告げる勇気もなく、絵空事のエネルギー政策に執着する。構図的には青森県と同様である。市井の人々の暮らし向きは決して楽にはならない。

しかし希望を持とう。たった2週間の選挙活動の中で多くの応援の言葉をいただいた、本音を聞いた、憎悪と希望を聞いた、



2019.5.28 社民党福島副代表が応援に駆けつけて渴望と後悔を聞いた。本当は気づいている、このままではいけないこと。佐原に投票してくださった101,469人の方々の思いは熱い。核燃料サイクル政策、安倍無法政権、不公平税制、安保、日米地位協定etc.の終わりの始まりが幕を開けている気がする。しかしその緞帳は重い。まだまだ力を合わせ、幕を開けねばならない。

夢は叶わなかった。使用済み燃料を満載した六栄丸に向かって接岸拒否を宣告する夢、種子法に変わる地方条例を提案する夢、しかしこの夢を次の選挙に立つ人に託そう。

皆様と私が共に闘った選挙は終わった。が、裁判は続きます。法廷と運動、ともに支え合い闘いましょう。

多くの方のご厚志、ご声援に心から感謝申し上げます。皆様の支えがなければ闘えなかった。浅石先生のご支援、原告団の皆様、全国の反核団体の皆様、議員の方々、弁護団の皆様、ありがとうございました。そしてごめんなさい。



2019.6.3 デーリー東北

渡辺満久教授の学習会に参加して 「六ヶ所再処理工場周辺における 活断層評価への疑問」

事務局長 山田清彦

六ヶ所再処理工場の新規制基準の審査が5年半年を迎える中で、原子力規制委員会が、特に東洋大学教授の渡部満久さんらの学説で示すところの六ヶ所断層について、改めて調査すべきとの指摘がされた。

そのために、日本原燃は5月9日からボーリング調査を始めたが、その過程で東京の連合会館で渡辺さんの学習会があるというので参加した。

渡辺さんは、2008年頃まではこの問題にそれほど関心を持ってなかったと述べた。

その理由として、「原子力施設を建設するに当たっては、専門家の人が色々と調べて、問題のない所に作っているのだろうと思っていた」からだとする。だが、調べていくと、そうでないことが分かり、今はライフワークと位置付けていると述べた。

変動地形学からすれば、大間原発は敷地に断層があり不適地、核燃料サイクル施設は撓曲の上に位置しており、どちらも原子力施設を建設するには不相当だと、パワーポイントで素人にも分かり易く説明した（このビデオは、山田が撮影してきたので、閲覧希望者は事務局に連絡下さい）。

なお、泊原発でも断層の問題を渡辺さんが問題にした。

その結果、一旦合格証が出ていたのに、やり直しをしたことがあったそうである。

但し、重要施設の直下でないので、「問題なし」という結論を導くのに使われたそうである。

そこで、原子力規制委員会が渡辺さんらの研究結果を理由に六ヶ所村内でボーリング調査を始めさせたことで、結局は問題なしにしようとしているかもしれないという懸念を感じているようだ。

また、東大出版から「新編日本の活断層」が発行され、2000本くらいの断層が公表されているが、渡辺さんが考えるには、六ヶ所断層の側に建てる必要はなく、他に適地があるはずだ。よりによって、なぜ最悪の場所に建てるのかが疑問だ。今となつては、六ヶ所村と青森県庁に原子力推進側の言いなりになる人が多くて、六ヶ所再処理工場を今から他に作ることは出来ないかもしれ



2019.6.28 学習会風景

ないが、変動地形学的に言えば、建ててはいけないことは明らかだと繰り返して述べた。

なお、出戸の西方断層は範囲としては小さくて、問題は六ヶ所断層であり、更には大陸棚外縁断層につながっていることが問題である。

ここが動けば、マグニチュード8クラスの地震が起きて、マグニチュード6.8を最大とする日本原燃の評価の70~80倍の揺れに再処理工場が耐えられるはずがない。

それが最大の問題である。しかも、日本原燃は大陸棚外縁断層を評価対象から外している。

日本には変動地形学者が十数名いるそうだが、渡辺さんを含めた3名を除くと、皆さん腰抜けなのだそうです。

それと、日本原燃の調査報告書自体は良くできているが、導く結論が間違っているとも述べていた。

7月3日の原子力規制委員会でも断層問題が取りざたされたが、記者会見で更田委員長が「雪が降ればトレンチ調査が出来なくなるでしょう」と審査が長期化することに触れていた。

ボーリング調査結果については7月下旬にヒアリングを終えて、その後審査会合に掛けるそうだが、8月から11月の間にトレンチ調査が出来ないと、来春以降でないと審査書案の合格が出ないということも考えられるのかもしれない。

当然、今年中に新規制基準に基づく審査の合格証が出ないと、2021年上期の完工予定も延伸するので、活断層の評価が再処理工場の命運を握る重大問題と言える。

二つの省庁交渉から明らかにされたこと

事務局長 山田清彦

1. 原子力施設の集中する青森に住んでいるながら、数多く感じる疑問について、要請文や抗議文を出す際に公開質問を添付することが多い。

今年は5月10日「4・9反核燃の日全国集会」の前日に原子力施設受け入れの5首長、5事業者、1省庁に例年通り提出したが、回答する所は決まっているし、誠意のある回答は期待できない。特に省庁は、聞き置くだけで、「核燃料サイクルの中止要請の趣旨を上伝える」で終わるのがせいぜいである。

その点で、国会議員からの質問の体裁を取り、省庁が答えざるを得ない「省庁交渉」は、情報開示に役立つことが期待される。

そして、5月31日開催の「止めよう核燃料サイクル政策」院内ヒアリングと6月21日開催の「ここがいま脱原発の焦点！原発の使用済燃料・乾式貯蔵・リラッキング問題」で得た回答は、交渉の成果と言えるだろう。

2. 「止めよう核燃料サイクル政策」院内ヒアリングは、脱原発政策実現全国ネットワークが主催し、参議院議員会館で開催された。

省庁交渉に先立ち、青森でも馴染みのある猿田佐世弁護士（新外交イニシアティブ代表）が「再処理をめぐる日米関係：なぜ日本はプルトニウムをためつづけるのか？」の講演と、トーマス・カントリーマン氏（元米国務次官補）のビデオメッセージ「日本が再処理を再考すべき理由」の上映と、私から「青森・再処理の現状」（特に蒸発・乾固問題）を紹介した。

その後、省庁交渉に入った。

「テーマⅠ：プルトニウム利用問題」では、約47トンの余剰プルトニウムの解消策について、結局はエネルギー基本計画に基づいて高速炉の実用化を進め、その後の高速増殖炉開発を見込むという、従来の説明が繰り返された。

これについては、「詳細については言えない」とか「答える立場にない」などと、はぐらかす回答が多かった。ただし、「英国に預けている約22トンのプルトニウムの所有権を英国に移転させることについて、英国からプレゼンテーションがあったのは事実」との回答があった。

原子力委員会が約47トンを上限として認めているので、プルスールマルが進まない限り六ヶ所再処理工場を運転開始することが難しい。だが、英国に預けている分が大幅に減れば、その補充分まで六ヶ所再処理工場を運転できるという理屈になるのかもしれない。

特に、フル操業の場合には、年間16トンの高濃度のMOX製品を製造する予定なので、関係者はフル操業を一度はしてみたいに違いない。

但し、プルスールマルがどんどん進むとは思えない（後述の4で紹介する回答が大きく影響するだろう）ので、結局は小規模の運転計画で進むしかないのは明らかだ。

「テーマⅡ：原子力・核燃施設の安全性・経済性」では、日本原燃に対する質問もあったので、経産省の方から要請して得た回答を読み上げる手法が取られた。どこまでも、証拠になる資料を市民に出さないという方針を徹底したいようだった。

ここでも、はぐらかしが多かったのだが、六ヶ所再処理工場での重大事故時の対応として、現場作業員に250mSvまでの被ばくを前提に対処してもらうに際しては、事前に本人から同意書を取り付けておくということが説明された。

今年1月に就任した日本原燃の増田社長は、社員はこれまで現場に出なかったし、「再処理工場全体を見渡せる人がいない」、「ガラス固化を製造できるスタッフがいらない」と、原子力規制委員会の更田委員長らに説明していたので、その追求をしたが、これにはまともな答えが得られなかった。

なお、原子力規制委員会のスタッフに、原子力事業者（電力会社）とメーカーの出身者と併せて110人が採用となっているが、そのうちの1人が再処理部門に参加していることが紹介された。

なお、原子力推進に反対の立場の国会議員が何人か参加していて、その度に発言をしていたが、省庁の窓口になっている若手の職員に対して、自分たちの仕事の結果（上の意向を付度して、原子力推進をした結果）を見届ける義務があるが、後悔しないようにすべきとの提案があった。

3. 会計検査院との質疑

上記の集会後、数名で今回初めて会計検査院との交渉を持ったのだが、ここで確認できたことが、大きな意味を持つと感じた。

近藤駿介氏が原子力委員長の時代に、再処理すると後片付け費用も含めて約19兆円もかかる事がリークされたことがあった。直接処分なら4兆円で済むので、再処理をやめるべきという思いで若手官僚がアクションを起こした。

だが、彼らは組織から追われて、粛清された。そして、近藤駿介氏が巨額な経費の掛かる再処理を進めることを決定。その費用を国民負担で電気料金に上乗せして集めることも決定した。

彼が現在関わっているのが、NUMO（ニューモ・放射性廃棄物の地層処分を実施する組織）の理事長であり、使用済燃料再処理機構の運営委員長であるが、どちらも会計検査院の検査対象ではないそうである。

国のお金だけで運営されるなら対象になるのだが、使用済燃料再処理機構は再処理事業者だが電力会社のお金に関わるのですり抜けになっている。まして、NUMOも同根で、調べが及ばないようになっていることが分かった。

日本原燃が有価証券報告書を出さなくなったので、各電力会社が再処理費用の前受金をどれだけ出しているかが不透明となり、全国の株主運動が情報非開示に困窮しているが、そのこととも密接に関係しているようだ。

情報を非公開にする手段を講じて、組織が作られたのだろう。

4. 「ここがいま脱原発の焦点！原発の使用済燃料・乾式貯蔵・リラッキング問題」

この場に私は出席していないが、拡散希望としてネット配信されたので、ここに取り上げる。

【★使用済MOX燃料が使用済ウラン燃料と同等の発熱量となるのに「300年以上かかるのは事実」（エネ庁）★第二再処理工場の

用途は立っていない」、「研究開発で特性を把握しながら具体的に検討していく課題と認識している」（エネ庁）】

日本が抱える約47トンの余剰プルトニウムを解消するために、高速増殖炉が期待できないので、各地の原発でプルサーマルを進めるとしていた。

だが、その使用済MOX燃料を移動したり再処理するのに300年以上かかるというのは、初耳である。

原発現地と電力会社の約束では、原発の運転に際して発生する核のゴミは現地には置かず、核のゴミ捨て場の六ヶ所核燃サイクル施設に搬出するというものであった。だが、プルサーマルを行えば、300年以上かけないと使用済MOX燃料が搬出できなくなれば、原発現地が核のゴミ捨て場になるということである。

しかも、第二再処理工場の用途は立っていないので、永久に原発現地に置き去りにされる可能性が出てきた。

そのような事実が分かれば、最もMOX燃料を消費するはずの大間原発の運転を求める者（大間町長は雑誌のインタビューで運転促進を訴えていた）はいなくなるはずである。

【★中間貯蔵・乾式貯蔵後の使用済燃料の行き先は決まっていない★再処理量をプルサーマルで使う分だけに制限する計画の認可は経産大臣が下す（エネ庁）★プルトニウム利用計画「電事連は六ヶ所再処理工場竣工までに示すと言っている」（エネ庁）★乾式貯蔵のキャスクに異常があれば原発のプールで蓋を空けなければならない（審査ガイド）★乾式貯蔵の審査ガイドは原発の廃止措置の前のものしかない（規制庁）★原発が廃炉となりプールがなくなれば乾式貯蔵の安全性は担保されない状態に★むつ中間貯蔵の航空機落下評価は確率評価だけ】

5. 下北半島にある原子力施設の問題は、本来は青森県内で質疑できるようにすべきと思うが、残念ながら現在は国会議員の質疑の形を借りた省庁交渉でしか回答が得られないことが多い。そこで得た回答で役立つものは市民に広げていくことが必要だろう。

特に、使用済MOX燃料が300年も管理が必要というのは主催者も意外な回答だったようで、プルサーマル不承知の首長を増やす特効薬と思う。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2019年

4. 4 原告団:核燃研を開催(東京共同法律事務所)。
 - 7 「4・9反核燃の日」全国市民集会を開催(青森市民ホール)。
- 7~9 六ヶ所村に新しい風を起こす会:下北半島原子力施設巡りツアー(ガイド=山田事務局長)。
 - 14 東京電力:東通村に2億円の寄付を決定。原発工事中断で、財政がひっ迫する村への配慮。
 - 23 原子力規制委員会:再処理工場の新規制基準適合への審査会合を開催。安全対策の議論継続。
 - 24 日本原燃:ウラン濃縮工場に関する設計と工事方法の認可(設工認)を原子力規制委員会に申請。同工場の補助建屋に設置している2つの非常用ディーゼル発電機の制御盤の更新。
 - 26 原告団:核燃研を開催(東京共同法律事務所、浅石・山田両氏八戸市でスカイプ参加)。
 - 28 原告団:事務局会議と街頭署名を開催(八戸市)。
5. 9 日本原燃:再処理工場に近い出戸西方断層周辺の地質調査を開始。
 - 10 反核燃の日全国集会実行委員会:自治体・事業者・省庁へ事前申し入れ(山田事務局長参加)。
 - 11 第34回4・9反核燃の日全国集会を開催(青森駅前公園)。佐原若子県知事選候補予定者が、決意表明。集会終了後青森市内をデモ行進し再処理反対を訴える。
 - 11~13 阻止ネット:下北半島原子力施設巡りツアー(ガイド=山田事務局長)。
 - 12 原告団:街頭署名を開催(八戸市)。
 - 16 青森県知事選挙の告示:反核燃等を掲げ佐原若子氏が立候補。野党共闘で闘う。
 - 21 青森県:原子力関連施設の事業者に課税し、立地・周辺自治体に配分する核燃税交付金の交付額を、2019年度から定額30億円に変更したと公表。
 - 24 日本原燃:再処理工場の敷地に積もる火山灰想定を36cmから50cmに見直すと表明。
 - 30 「むつ小川原開発」:国の「新全国総合開発計画」に盛り込まれてから50年を迎える。
 - 31 脱原発政策実現全国ネットワーク:参議院議員会館に於いて省庁交渉(山田事務局長参加)
6. 2 青森県知事選挙の投票日:佐原若子氏が105,466票を獲得し善戦(三村申吾氏、329,048票)。
 - 5 日本原燃:低レベル放射性廃棄物搬入。大飯原発から1,704本。
 - 7 原告団:核燃裁判。4通の準備書面を陳述。
 - 7 原告団:裁判終了後事務局会議を開催(青森市)。
 - 12 原子力規制委員会:テロ対策施設「特定重大事故等対処施設」が設置期限までに完成していない原発の運転停止命令は、期限日の約1週間と決定。
 - 18 使用済燃料再処理機構:再処理工場の総事業費が約100億円増え、約13兆9400億円と発表。
 - 24 青森県:2018年度に県と県内市町村が受けた電源三法交付金の交付実績を発表。総額は前年度比2億6250万円増の137億431万円で7年ぶりに増加。
 - 27 日本原燃:2018年度決算を発表。売上高は前年度比646億円減の2011億円、経常利益は同4億円増の69億円、当期純利益は同8億円増の31億円で減収増益となる。
 - 28 原告団・「再処理とめたい!首都圏市民のつどい」主催の学習会開催:渡辺満久氏が講師を務め、六ヶ所断層の問題について、詳しく解説した。
7. 1 日本原燃:低レベル放射性廃棄物搬入。伊方原発から354本。
 - 3 原子力規制委員会の更田委員長:定例会見で、日本原燃が5月上旬から行っている六ヶ所再処理工場近くの出戸西方断層周辺の追加の地質調査について「相当の時間を有する」との見解を示した上で、同工場の新規制基準適合性審査の期間に関しても「見通しが言える状態にない」と述べた。
 - 3 日本原燃:再処理工場に近い出戸西方断層周辺で行っていた追加の地質調査が終了。
 - 4 参議院選挙公示
 - 12 原告団・「再処理とめたい!首都圏市民のつどい」主催の学習会開催:浅石代表が講師を務める(東京)。演題は「核燃サイクル施設との闘い35年ー六ヶ所再処理の現状と廃止への課題」。
 - 13 原告団:核燃研を開催(東京共同法律事務所)。

お知らせ

◆核燃裁判

日 時：2019年9月13日（金）13:30～ 会 場：青森地方裁判所

◆講演会

日 時：2019年9月13日（金）18:00～ 会 場：青森市 アウガ5階研修室

講 師：逢坂誠二衆議院議員「原発ゼロ法案と六ヶ所再処理工場」

入場無料（詳細は別紙をご覧ください。）

◆総 会

日 時：2019年9月14日（土）10:00～ 会 場：青森市民ホール1階会議室(6)

※ 13日午後1時30分より青森地裁で核燃裁判がありますので傍聴もよろしくお
願いします。また、講演会終了後交流会を予定しています。宿泊・交流会
参加(合計で1万円位)希望の方は、事務局までお申し込み下さい。

(締め切り：9月5日)

◆青森の子どもたちに核燃・原発はイルカ展

日 時：2019年9月20日（金）～22（日） 10:00～17:00（最終日は15:00まで）

会 場：青森市民美術展示館1F

◆脱原発講演会

日 時：2019年9月28日（土）13:30～ 会 場：日本基督教団弘前教会

講 師：山田清彦 主催者：日本基督教団奥羽教区宣教部

カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

参議院選挙が終わった。投票率48.8%、青森県の投票率は42.94%、過去最低を更新と新聞見出しになる。なぜだろう？ 本当に関心がないのだろうか。

これまで以上に、最近のマスコミの報道に唖然とすることばかり、ニュースのトップ記事が芸能人の生、死だったり、トランプのツイッターの内容だったり、本当に大事なことは報道されることは少ない。

今回の選挙報道も、以前にまして少なかった。

投票日当日のテレビ各社はよしもとのタレント謝罪会見。開票特番は小泉しんじろう氏の動向・・・、タレント候補の歴史・・・などなど???

沖縄の辺野古基地で起きていること、福島事故後の状況・軍事費の増強・国の政治に関わる大切なことは伝えられず、権力にマスコミを握られている事の影響、その力が大きいことを強く感じさせる選挙でもあったと。

核燃サイクル事業の実態もあまり知らされることなく、参院選の争点から省かれた。23回も完工延期になっている再処理工場のこと、これらのことをどう語り、伝え、再処理も 原発再稼働もさせないために何をなすべきか、何が出来るか、考えていくことが今後の課題と痛感！

(和子・I)

夏期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団今回のニュースと一緒に夏期カンパの振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願いします。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替:02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>